

平成31年4月2日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第14号

1. 成年後見制度利用促進フォーラム ～中核機関の支援機能を担う人材育成に 向けて～が開催されました。

今年度の厚生労働省社会福祉推進事業で、自治体・中核機関職員向けの研修プログラムを検討しています（実施主体：公益社団法人日本社会福祉士会）。

このたび、調査研究結果の報告とともに中核機関の支援機能を担う人材育成をテーマとしたフォーラムが開催されました。本号では、同フォーラムの内容についてご報告します（文責 利用促進室）。

➤ 本号の掲載内容

1. 成年後見制度利用促進フォーラム～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～が開催されました。
2. 速報：第2回成年後見制度利用促進専門家会議を開催しました
3. よくあるQ&A：成年後見制度のニーズがありません。

2018年度成年後見制度利用促進 フォーラム概要

日時 平成31年2月20日（水）
10:30～17:00

会場 KFC ホール（東京都墨田区）
参加者 約330名

趣旨説明・講演

フォーラムの開催にあたり、厚生労働省社会・援護局長の谷内繁からご挨拶申し上げ、続いて、成年後見制度利用促進支援機能検討委員会委員長の新井誠中央大学教授より、「中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて」という題目で、今回のフォーラムの趣旨説明・講演をしていただきました。

次に、ワーキング・グループ委員会委員長の山口光治淑徳大学副学長より、全国の権利擁護センター等に対して実施した実務実施状況に関

するアンケートの調査結果について、お話しいただきました。

アンケート結果から、中核機関職員・行政担当職員に求められる視点と実務・運営に求められる5つの力（アセスメント力、ファシリテーション力、マネジメント力、プレゼンテーション力、政策形成力）を整理し、現在、「実務のための手引き（仮称）」を作成中であることが紹介されました。

市町村職員・中核機関職員向け研修紹介

午後は、ワーキング・グループ委員会で検討している市町村職員・中核機関職員向け研修プログラムの趣旨や検討の経緯について、委員よりパネルディスカッション形式で報告がありました。

豊田市の安藤亨委員からは、9月に「豊田合宿」を開いて、ワーキング・グループ委員でアイデアを出し合いながら、プログラムの骨格を決めていったこと、この研修は、専門職だけ

でなく、異動してきたばかりの行政職員や初めて権利擁護支援に携わる人に、ぜひ知っていただきたい内容を伝えることを目指しているとの発言がありました。



研修プログラムのなかで、成年後見制度の基礎知識を担当した成年後見センター・リーガルサポートの西川浩之委員からは、成年後見制度に関する法律の規定が、「財産に関する法律行為の代理」の仕組みとして作られていることを理解することが必要であり、どうやって成年後見制度を使えば、ご本人の生活支援や意思決定支援をすることができるのか、理解することが大切であると解説しました。



「財産に関する法律行為の代理」の仕組みとして作られていることを理解することが必要であり、どうやって成年後見制度を使えば、ご本人の生活支援や意思決定支援をすることができるのか、理解することが大切であると解説しました。



ことが大切であると解説しました。

いわき市の白土典子委員からは、制度ありきではなく、ご本人に会い、思いを聞いて支えていくという支援の基本についてお話いただきました。

意思決定支援の科目を担当した弁護士の水島俊彦委員からは、意思決定支援についてのミニ講義をしていただき、基本的な考え方を確認しました。



モデル研修「中核機関の役割」

当日は、研修プログラムの演習科目「中核機関の役割」のデモンストレーションを行いました。

中核機関には、地域住民や関係者から、さまざまな相談が寄せられることが想定されます。そうした相談に対しては、成年後見制度の利用だけでなく、本人の状況に合わせた対応・支援が求められるため、他の支援機関との連携を含め、多角的な検討を行うことが重要です。

デモンストレーションでは、2つの事例を用いて、フォーラム用に作成したアセスメントシートを用いて、相談受付からアセスメント、支援方針の検討までの流れを確認しました。また、直前のプログラムで最高裁判所から説明のあった本人情報シートについても、モデル事例の場合はどのように記載できるか、時間の経過とともに記載例の解説が行われました。

支援方針の決定については、参加者も一緒に議論し、理解を深めました。

※本フォーラムの動画と資料(一部)は、公益社団法人日本社会福祉士会ホームページに掲載予定(4月以降)。



2. 速報：第2回成年後見制度利用促進専門家会議を開催しました。

2019年3月18日(月)、第2回成年後見制度利用促進専門家会議を開催しました。第2回会議では、大口善徳厚生労働副大臣の挨拶の後、「成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況等について」として、第1回開催以降の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組の進捗について、関係省庁等から説明を行いました。その後、平成31年度の中間検証に向けた意見交換が行われ、施策の進捗状況の客観的把握・評価による着実な促進のため、基本計画の工程表における成果指標

(KPI)についても話し合われました。当日の議論については、後日ホームページに掲載する議事録をご覧ください。

成年後見制度利用促進専門家会議の資料は、下記の厚生労働省ホームページに掲載しています。

厚生労働省ホームページ>ホーム>政策について
>審議会・研究会等>成年後見制度利用促進専門家会議
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

3. よくあるQ&A



成年後見制度のニーズがありません。

わが町は、地域住民がみな助け合って生活しています。認知症になった人を町ぐるみで支えているので、近所の人が買い物も代わりにしてきてあげていますし、銀行にもついていってあげています。成年後見制度のニーズはありません。

近隣の方がご本人のやりたいことをサポートしていけるような地域住民同士の支え合いがあることは素晴らしいことです。同様の声は、すでに中核機関や権利擁護センター・成年後見センターを立ち上げた市町村からも、あがっていたものでした。では、実際に成年後見センター

を立ち上げて
いる市町村が
実際どうだった
のか、今回

<座談会メンバー>
5人とも、複数自治体で広域設置
をしているセンターの職員や行政職
員です。

は座談会風の実態をお届けしたいと思います

(本紙用に再構成しており、登場する人物・自治体は実在のものとは関係ありません)。



成年後見制度のニーズがないので、中核機関や権利擁護センター・成年後見センターは必要ない、という声を聞きますが、座談会メンバーの皆さんのところで、センターを設置してよかったと思うことはありますか？

人口5,000人に満たない村でも、消費者被害と搾取防止のために、村長申立をしなければならなくなった事案がありました。法的トラブルがあるときは、近隣住民の助け合いだけでは解決できません。広域設置の成年後見センターがあることで、市町村職員が「いざという時安心」と言ってくれるようになりました。



「うちの自治体には必要ない」と言っていた町の職員が、成年後見センターを設置したら、机の引き出しの奥にしまっていた通帳と印鑑を出してきて、「町長申立をしたい」と相談に来ました。町の職員が本人の代わりにサインをして利用料を支払っているという事案は「実は、ある」ことも多いと思います。

私が講演にいった先では「別に申立てしなくても、なんとかなる」という話が出たこともありました。判断能力不十分な人の「声なき声」は、聞こえなければかき消されます。でも、それって、「誰もが私らしく生活し続けること」ができない地域ってことではないでしょうか？



地域共生社会を考える時、成年後見制度というツールを使わなければ、地域での生活を継続することが難しい人がいます。お金の管理や契約のサインまで地域住民にしてもらうようなことは、地域住民には負担が大きすぎますし、本人の権利擁護が図られるかどうか疑問です。地域共生の一環として取り組んでいくことが大切だと思っています。



介護・福祉サービスが契約によって提供されるようになっているのに、その契約を支援する仕組みとして成年後見制度を使えるようにしておくのは、市町村の役割だと思っています。成年後見制度は、判断能力が不十分な人の基本的権利が護られるための権利擁護支援のツールの一つです。

